

令和4年度茨城県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）実施要綱」（令和4年4月1日付障発0401第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙。以下「実施要綱」という。）に基づく茨城県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するために、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）（以下「規則」という。）の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

(補助金の対象)

第3条 本補助金の対象は、茨城県内に所在する実施要綱3に定める福祉・介護職員が勤務している障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）、かつ、実施要綱6に定める要件を満たす施設・事業所とする。

(事業内容)

第4条 本補助金の事業内容は、実施要綱4に定めるところによる。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、令和4年度茨城県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金申請書（別紙様式1）及び福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（別紙様式2-1及び別紙様式2-2）を知事に提出しなければならない。

また、複数の施設・事業所を運営する法人において一括して申請する場合でも、第6条に規定する算定及び第7条に規定する額の決定は、各事業所について行うこととする。

(補助額の算定方法)

第6条 補助額の算定は、実施要綱5に基づいて算出された額とする。

施設・事業所に対する補助金については、算定の基礎となるサービス提供月に係る障害福祉サービス等報酬総単位数が確定した後に算定交付されるものであり、毎月支払うことを基本と

する。ただし、令和4年2月及び3月分については、同年4月分と合わせて支払うこととする。

また、実施要綱4により、当該算定については令和4年12月の障害福祉サービス等報酬請求をもって終了するものとし、それ以降は、補助金算定対象期間に係る障害福祉サービス等報酬総単位数が生じた場合であっても、補助金の算定対象としないものとする。

(補助金の額の決定)

第7条 知事は、第6条の規定により算定した交付対象事業者に交付すべき補助金の額を、補助金算定月の翌月の末日までに決定の上、同月末日までに対象事業者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。

なお、令和4年2月及び3月のサービス提供分については、令和4年4月サービス提供分と合わせて行う。

(交付対象事業所の決定)

第8条 知事は、前条により決定した初回の交付額の通知をもって、交付対象事業所として決定したものとする。

(実績報告)

第9条 この補助金の交付の決定を受けた者は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（別紙様式3-1及び別紙様式3-2）を知事に提出しなければならない。

(補助金の支給停止等)

第10条 知事は、交付対象事業者が実施要綱8（1）①又は②に該当する場合、既に支給された一部若しくは全部の補助金の返還を命じることができるものとする。

(変更の届出)

第11条 この補助金の交付の決定を受けた者は、実施要綱7（5）に定める内容に変更があった場合には、変更の届出を行う。

(補助金の算定等事務の委託)

第12条 知事は、第6条に規定する補助金の額の算定、第7条に規定する交付額の通知及び支払いに関する事務について、茨城県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託することができるものとする。

この場合、交付対象事業所は、国保連が取得している当該事業所の障害福祉サービス等報酬の受領に係る口座情報について、県に提供し、本補助金の支払先口座とすることに同意し、併せて、補助金の受領に関する権限を国保連に委託し、補助金受領受任者である国保連を通じて

補助金が支払われることに同意するものとする。

(その他)

第13条 知事は、規則、実施要綱またはこの要項に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和4年4月15日から施行し、4月1日から適用する。